

移動手段の確保に関する実施方針と要領

1 趣旨

地域住民が、現在運行している公共交通機関及び新たに導入しようとする移動手段の必要性、サービス水準及び運行維持のための費用負担に係る認識を共有し、市や交通事業者と共に、地域も移動手段のあり方を協議し、決定する主体として移動手段の確保に参画することで、地域特性等に即した移動手段の確保をするための実施方針及び要領を定める。

2 実施方針

- (1) 地域住民が既存の公共交通機関や新たに導入しようとする移動手段等の必要性に係る認識を共有する。

～公共交通を地域の財産に：「あった方が良い」から「なくてはならない」へ～

- (2) 市や交通事業者と共に、地域も移動手段のあり方を協議し決定する。

～検討段階から参画：自分達で生み育てる自らの地域に合った移動手段～

- (3) 次世代につなぐ、適正なサービス水準と応益負担により移動手段を確保する。

～必要な分を必要な人に：地域に合った「ちょうど良い」移動手段～

実施方針及び要領における用語の意義

移動困難者	自家用車による移動が困難で、かつ、家族等の送迎が受けられないこと及び鉄道駅又はバス停から遠隔地に居住する等、既存の公共交通機関により日常生活に必要な移動が確保できない者
運行計画	公共交通を運行するに当たり運行ルート、時刻、料金など運行を実施するために必要な事項を具体的に定めたもの
運行計画（たたき台）	地域の移動困難者等の移動需要に基づき、地域で協議するための基礎となる運行計画の概要をまとめた計画
運行計画（素案）	導入する移動手段について、導入の可否を地域公共交通会議で協議し、交通事業者の公募又は交通空白地有償運送による実施を準備するための計画
運行計画（案）	素案を基に交通事業者が作成し、又は交通空白地有償運送の実施について具体的な運転手等の体制を記載し、地域公共交通会議で実証運行の開始を決定するための計画

3 実施要領

(1) 移動手段導入の検討・地域で話し合う会議体の設立

- ① 新たな移動手段の導入について検討する。
【富津市】移動手段の導入に関する制度及び支援について説明する。
- ② 移動手段の確保を地域で話し合い、決定することができる会議体を設立する。
【富津市】移動手段の導入に関する実施方法を会議体と協議する。

(2) 地域の移動困難者調査

- ① 移動困難者の状況を調査する。（希望する地域等の自治会回覧による調査）
○収集する情報の例
 - ・住民基本台帳4情報（氏名・住所・年齢・性別）
 - ・公共交通が必要な者が世帯にいるか（自家用車運転可否・送迎者有無）
 - ・どのような公共交通が利用できるか（乗降場所まで歩ける、ドア・ツー・ドア限定など）【富津市】調査票の作成を支援する。
- ② 移動困難者の生活実態を調査する。（郵送、民生委員・地区社協、包括支援センター等協力に基づく個別調査）
○収集する情報の例
 - ・現在どのように必要な移動手段を確保しているか
 - ・外出目的別の行きたい施設（具体的な施設名）
 - ・外出時間（目的地に到着したい時間・帰宅したい時間）
 - ・外出頻度（曜日に○印及び月何回利用するか）
 - ・介護、障害福祉サービス活用可能性に関する事項【富津市】調査票の作成を支援する。
- ③ 収集した情報を、富津市に提供する。
【富津市】情報を分析し、地域が行う検討に必要な運行計画（たたき台）を作成する。

(3) 運行方法の検討・運行計画（素案）作成

- ① 運行計画（たたき台）を基に運行方法を検討し、地域公共交通会議に諮る運行計画（素案）を作成する。
【富津市】地域の検討及び素案作成を支援する。
- ② 運行計画（素案）及び実施の可否について地域公共交通会議に諮る。
【富津市】地域公共交通会議を開催し、運行計画（素案）及び実施の可否を決定する。

(4) 運行準備

《交通事業者を運行主体とする場合》

運行予定事業者の選定・運行計画（案）作成

- ① 運行予定事業者を選定する。

【富津市】上記(3)で決定した素案に基づき運行する交通事業者を募り、運行予定事業者を選定する。

- ② 運行予定事業者が素案を基に作成する運行計画（案）について、地域で協議の上、決定する。

《交通事業者が運行主体となることが困難で、地域団体等が運行主体となる場合》

交通空白地有償運送の運行体制整備

- ① 必要な人員（運転手や受付担当など）、車両等（購入、リース又は運転手等の持込）を確保する。

【富津市】交通空白地有償運送の実施準備を支援する。

- ② 運行に必要な各種講習の受講、必要書類を作成する。

【富津市】各種講習の受講及び必要書類の作成を支援する。

(5) 実証運行の実施決定・開始

- ① 運行計画（案）及び交通空白地有償運送の実証運行開始について地域公共交通会議に諮る。

【富津市】地域公共交通会議を開催し、運行計画（案）及び交通空白地有償運送の実施について協議を調え、実証運行の実施を決定する。

- ② 運行の実施について周知する。

【富津市】市ホームページの掲載等、周知活動を支援する。

【運行主体】運行に必要な許認可等法令に基づく手続を行う。

- ③ 実証運行を開始する。

(6) 利用状況に応じた運行の見直し

- ① 運行改善について地域で協議し、運行計画の見直しを行う。

【運行主体】実証運行中の利用状況の情報を収集する。

【富津市】実証運行に係る利用方法、時間帯、施設、利用者の声等の結果を分析し、協議のための資料作成を支援する。

- ② 運行計画の見直しについて、地域公共交通会議に諮る。

【富津市】地域公共交通会議を開催し、運行計画の変更を決定する。

4 実証運行までのフロー

